

日本心血管インターベンション治療学会 第4回（2022年）代議員・理事・理事長選挙要綱

2021年7月28日 中央選挙管理委員会にて制定

（前回の選挙要綱からの変更箇所は下線部）

1. 選挙区

現在の支部を単位とし、北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、および九州・沖縄の7選挙区とする。

選挙における支部は、**2021年9月30日（以下、基準日）**において、勤務地のある該当地区とする。ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

2. 定数

- 1) 代議員定数は正会員総数の4%で、各支部の正会員数の4%とする。
- 2) 各支部の女性代議員数は、前項で定められた代議員定数をもとに、基準日の正会員女性比率で割り当てる。女性の最小代議員数は1名とし、小数点以下の端数は切り捨てる。割り当てられた女性代議員数は必須とする。
- 3) 各都道府県の最小代議員数は2名とし、必須とする。

3. 選挙管理委員会の設置

- 1) 各支部は、2021年6月30日までに、支部選挙管理委員会を組織する。各支部の会員より支部選挙管理委員を選出する。各支部とも支部選挙管理委員数は5名以上で、且つ、各都道府県より1名以上の支部選挙管理委員を選出し、名簿をCVIT事務局に書面で提出する。
- 2) 各支部の、支部選挙管理委員は互選により支部選挙管理委員長を選出する。理事は委員を兼任できるが、委員長を兼任できない。
- 3) 2021年7月末日までに、7支部の支部選挙管理委員長をもって、中央選挙管理委員会を構成する。その中から中央選挙管理委員長を1名選出する。
- 4) 支部選挙管理委員会、中央選挙管理委員会ともに委員の任期は、次回選挙の支部選挙管理委員会および中央選挙管理委員会が組織されるまで（2025年6月～7月）とし、本選挙に問題が生じた場合等の対応および次回選挙への検討事項を協議し、申し送りを行う。
- 5) 万が一、支部選挙管理委員会委員長が理事に選出された場合は、支部選挙管理委員会委員長を辞任し、在籍支部において後任の支部選挙管理委員長を再選出することとする。支部選挙管理委員会委員長が何らかの事由により退任する場合も同様とする。また、中央選挙管理委員会委員長が該当した場合は、支部選挙管理委員長が再選出された後に、中央選挙管理委員会の互選により再選出する。
- 6) 中央選挙管理委員会の事務局は、CVIT事務局内とする。

4. 被選挙人資格

【被選挙人資格】

- 1) 被選挙人資格者は、**2019年3月31日以前に入会（2018年度以前の入会）した正会員であり、基準日において2021年までの年会費を継続して納入している者とする。代議員・理事の資格は、2022年4月1日時点で63歳未満とする。ただし、代議員・理事・理事長の定年として、64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとする。**

- 2) 選挙における支部は、基準日において、勤務地のある該当地区とする。
ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

【被選挙人資格者の意思確認】

- 1) 被選挙人資格者でその権利の行使を以下 4) の方法にて表明した者を選出代議員候補者とする。
- 2) 中央選挙管理委員会は、意思確認選挙サイトログイン用 ID・パスワードを 2021 年 11 月末日までに被選挙人資格者へ送付する。
- 3) ID・パスワード送付先住所は会員データベースに登録された郵送物送り先住所とする。
- 4) 被選挙資格者は中央選挙管理委員会が定める期間内に学会ホームページの意思確認の為のサイトにログインし、候補者になるかの意思表示をする。意思表示を期間中に行わない被選挙人資格者は選出代議員候補者になれない。

【選出代議員候補者名の公示及び縦覧】

- 1) 選出代議員候補者名簿は、CVIT ホームページ (<http://www.cvit.jp>) の会員サイトにて、支部ごとに公示する。公示期間は、投票期間終了日 (2022 年 3 月 25 日 (金) 正午) までとする。
- 2) 転勤その他の事由により、選挙支部の変更を求めるときは、事由を付し、所属支部および変更希望支部を明記し、中央選挙管理委員長宛に申請する。また、資格についての疑義の申し立てについても、疑義並びに事由、所属支部を明記して、中央選挙管理委員長宛に申し出るものとする。ただし、いずれの場合も 2021 年 12 月 20 日 (月) (必着) までに中央選挙管理委員長宛に書面にて申請するものとする。

【選出代議員候補者名簿の確定】

- 1) 中央選挙管理委員会は、2021 年 12 月 24 日 (金) に候補者を確定する。

5. 選挙人資格者

【選挙人資格】

- 1) 選挙人資格者は、2020 年 3 月 31 日以前に入会 (2019 年度以前の入会) した正会員であり、基準日において、2021 年までの年会費を納入している者とする。
- 2) 選挙における支部は、基準日において、勤務地ある該当地区とする。ただし、勤務していない者については、その住居のある該当地区とする。

【選挙資格者および選挙区の確定】

- 1) 選挙人資格者は、基準日において所属する支部での投票を行う。
- 2) 選挙人資格の有無についての問い合わせは、学会事務局に確認する。
- 3) 選挙人資格についての疑義があるとき、あるいは選挙区の変更を求めるときは、疑義並びに事由を付し、変更希望支部を明記し、2022 年 2 月 10 日 (水) (必着) までに中央選挙管理委員会宛てに書面にて申請するものとする。

6. 次期選出代議員選挙の施行

- 1) 中央選挙管理委員会は、選挙サイトログイン用 ID・パスワードを 2022 年 2 月末日までに選挙人資格者に送付する。
- 2) ID・パスワード送付先住所は会員データベースに登録された郵送物送り先住所とする。
- 3) 選挙期間は 3 週間とし、選挙年の 2022 年 3 月 1 日～3 月 31 日の間で、中央選挙管理委員会が設定する。

※ 2022 年 3 月 4 日 (金) 正午 ～ 3 月 25 日 (金) 正午

- 4) 投票連記数は各支部の選挙で選出される代議員数の同数以内とし、支部選挙管理委員会が決定する。

- 5) 選挙資格者は上記3) で定められた期間に学会ホームページの代議員選挙サイトにログインし投票する。
- 6) 中央選挙管理委員会は、あらかじめ定めた期日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、支部選挙管理委員会へ投票結果データを紙媒体で通知する。

7. 次期代議員の確定

- 1) 支部選挙管理委員会は、以下の手順の通り、代議員を選出する。
 - ① 代議員定数のうち、割てられた女性代議員数を得票数の上位順に選出する。
 - ② 各都道府県最小代議員数2名（女性代議員含む）を得票数の上位順に選出する。
 - ③ 残りの代議員も同様に定数まで得票数の上位順に選出する。
 - ④ 同施設からの選出は2名（女性代議員含む）までとする。
 - ⑤ 得票数の上位順に当選であったが、①～④の手順において、落選となってしまうケースが発生した場合でも、①②④を必須として選出するものとする。
- 2) 支部選挙管理委員会は、**2022年4月15日（金）**までに選挙結果を中央選挙管理委員会に報告する。
- 3) 中央選挙管理委員会は、**2022年4月28日（木）**までに選出代議員に通知する。

8. 次期理事選挙、理事長選挙の施行と確定

- 1) 理事の定数は、基準日の支部正会員数を元に、各支部の理事基礎定数を1名とし、残りをドント方式で割り当て、理事会の協議の上決定する。但し各支部の最少理事数は2名とする。ただし、定款第29条に定める理事数（3名以上33名以内）を超えてはならない。
- 2) 中央選挙管理委員会は、支部ごとの次期代議員名簿と理事選挙サイトログイン用ID・パスワードを**2022年4月28日（木）**までに次期代議員へ送付する。
- 3) ID・パスワード等の送付先住所は会員データベースに登録された郵送物送り先住所とする。
- 4) 投票連記数は、各支部の理事定数とする。選出は獲得票数の上位順に理事候補者当選とする。
- 5) 次期代議員は、**2022年5月15日（日）**までに学会ホームページの理事選挙サイトにログインし投票する。
- 6) 中央選挙管理委員会は、あらかじめ定めた開票日に電子投票システムより投票結果データを出力した後、選挙結果を理事長に報告する。
- 7) 中央選挙管理委員長は選挙結果を代議員総会にて報告し、代議員総会の決議を経て次期理事を決定する。
- 8) 理事長の資格は、2022年4月1日時点で61歳未満とする。ただし、代議員・理事・理事長の定年として、64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとする。
- 9) 理事長に立候補する次期理事は、**2022年6月24日（金）**までに、マニフェストを中央選挙管理委員長へ提出する。
- 10) 中央選挙管理委員長は、マニフェストを受付後、直ちにCVITホームページに掲載する。
- 11) 次期理事長候補は、新代議員による初回の代議員総会においてマニフェストを発表する。
- 12) 中央選挙管理委員会は、理事長選挙サイト用ID・パスワードを2022年6月末日までに次期代議員へ送付する。
- 13) 理事長の選挙期間は、立候補を締め切ってから、立候補者マニフェスト発表終了時までの期間で、中央選挙管理委員会が設定する。
- 14) 次期代議員は、定められた期間に学会ホームページの理事長選挙サイトにログインし投票する。
- 15) 最上位者を新代議員総会推薦の次期理事長候補として選出する。
- 16) 次期理事による初回理事会の決議を経て、次期理事長を決定する。

- 17) 推薦理事は、定数の範囲内（最大3名まで）で新理事長推薦のもと、新代議員総会の決議を経て決定する。ただし、推薦理事は新副理事長にはなれない。

以上

日本心血管インターベンション治療学会

中央選挙管理委員会組織

中央選挙管理委員長 支部	中村 正人 委員長名	東邦大学医療センター大橋病院 所属施設
北海道支部選挙管理委員長	國分 宣明	札幌医科大学
東北支部選挙管理委員長	菅原 重生	日本海総合病院
関東甲信越支部選挙管理委員長	中村 正人	東邦大学医療センター大橋病院
東海北陸支部選挙管理委員長	近藤 泰三	岐阜県立多治見病院
近畿支部選挙管理委員長	吉川 糧平	三田市民病院
中四国支部選挙管理委員長	岡山 英樹	愛媛県立中央病院
九州・沖縄支部選挙管理委員長	西川 宏明	福岡大学西新病院

(支部順・敬称略)